

科学的・技術的助言に関する補助機関

第 20 回会合 2004 年 6 月 16-25 日、ボン

議題項目 3(b)

方法論的問題

小規模植林 CDM

議題 3(b)に関するコンタクト・グループ議長により提案された結論草案（暫定版）

1 . 科学的・技術的助言に関する補助機関（SBSTA）は、FCCC/SBSTA/2004/MISC.3 及び FCCC/SBSTA/2004/MISC.4 の文書により提供された情報を歓迎した。SBSTA は、FCCC/TP/2004/2（決議 19/CP.9 の要請に応え事務局が準備した）、FCCC/WEB/2004/1、FCCC/WEB/2004/2 の文書に留意した。

2 . SBSTA は、CDM における小規模な新規植林及び再植林プロジェクト活動（以下、「小規模植林 CDM」と訳す。）に関する簡素化された方法及び手続きに係る検討において進展を図り、SBSTA21 による更なる検討のための交渉用テキスト案を準備した（本文書の附属書参照）。

3 . SBSTA は、SBSTA 議長に対し、SBSTA21 での検討のため、事務局からの支援を得つつ、FCCC/SBSTA/2004/MISC.3 及び FCCC/SBSTA/2004/MISC.4 の文書に含まれている締約国からの意見及び SBSTA20 における締約国からの意見に基づき、小規模植林 CDM に関する簡素化された方法及び手続き並びにプロジェクト活動の実施促進方策に関する決議のための草案を準備するよう要請した。

4 . SBSTA は、事務局に対し、SBSTA21 での検討のため、決議 19/CP.9 に則って、小規模植林 CDM に関する簡素化された方法及び手続き並びにプロジェクト活動の実施促進方策に関する決議の採択の結果として生ずるいかなる管理上及び予算上の関連事項についても文書を準備することを要請した。

5 . SBSTA は、COP10 による採択のため、小規模植林 CDM に関する簡素化された方法及び手続き並びにプロジェクト活動の実施促進方策に関する決議を勧告する観点から、本作業を SBSTA21 において継続することに合意した。

附属書

小規模植林 CDM に関する簡素化された方法及び手続きに係る交渉用テキスト案

A. 序文

1. 小規模植林 CDM は、決議 19/CP.9 の附属書に包含されている、CDM における新規植林及び再植林プロジェクト活動（以下、「植林 CDM」と訳す。）に関する方法及び手続きに特定されているプロジェクトサイクルの段階に沿うべきである。取引経費を削減するため、小規模植林 CDM に関する方法及び手続きは以下のように簡素化される：

- (a) [プロジェクト活動は、プロジェクトサイクルの以下の段階においてバンドリングできる。あるいは、試験的にバンドリングできる。：プロジェクト設計書、有効性審査、登録、モニタリング、検証及び認証。[バンドリングの規模は植林 CDM に関する方法及び手続きの 1(i)項に規定している閾値を超えてはならない]]；
- (b) プロジェクト設計書の要件は緩和される；
- (c) プロジェクトベースラインの開発コストを削減するため、プロジェクトタイプ毎のベースライン方法論は簡素化される；
- (d) モニタリングコスト削減のため、モニタリングの要件の簡素化を含み、モニタリング計画は簡素化される；
- (e) 同一の運営機関が有効性審査、検証及び認証を実施できる。

2. 簡素化されたベースライン、モニタリング方法論は小規模植林 CDM のタイプ毎に開発される。それらは下記付表 B に示してある。このリストは他のタイプの小規模植林 CDM を除外するものではない。仮に提案する小規模植林 CDM が下記付表 B のどのタイプにも該当しない場合は、プロジェクト参加者は CDM 理事会に対し、下記 8 項を勘案しつつ開発された簡素化されたベースラインそして / 又はモニタリング計画の承認の申請を提出する。

3. 植林 CDM に関する方法及び手続きは、その 12-30 項を除き、小規模植林 CDM に適用される。それに代えて下記 4-35 項が適用される。下記付表 A は、適切な場合には、植林 CDM に関する方法及び手続きの付表 B に置き換える。

B. 小規模植林 CDM に関する簡素化された方法及び手続き

4. 小規模植林 CDM に関する簡素化された方法及び手続きを使うため、提案されたプロジェクト活動は：

- (a) 植林 CDM の 1(i)項で規定している小規模植林 CDM の基準に適合していること；
- (b) 下記付表 B の一つのプロジェクトタイプと一致すること；
- (c) 下記付表 C を通じて決定されるように、大規模なプロジェクト活動のデバンドリングの

構成部分でないこと。

5. プロジェクト参加者は、下記付表 A で示された様式に則ってプロジェクト設計書を準備しなくてはならない。
6. プロジェクト参加者は、下記付表 B に示された簡素化されたベースライン及びモニタリング方法論を使用できる。
7. 小規模植林 CDM のプロジェクト参加者は、下記付表 B に示された簡素化されたベースライン及びモニタリング方法論の変更、或いは、追加的なプロジェクトタイプを、CDM 理事会での検討のため提案できる。
8. 新たな小規模植林 CDM プロジェクトタイプの提案、或いは、方法論の改訂を望むプロジェクト参加者は、CDM 理事会に対し、その活動に関する情報、及びいかに簡素化されたベースライン及びモニタリング方法がこのタイプに適合するかについての提案に関する要請を文書でもって行わなくてはならない。
9. CDM 理事会は、下記付表 B を少なくとも年一回見直し及び、必要に応じて、改正しなくてはならない。
10. 下記付表 B に対するいかなる訂正も、訂正された日付以降に登録された小規模植林 CDM のみに適用され、既に登録された小規模植林 CDM についてはクレジット期間中影響を与えない。
11. [幾つかの小規模植林 CDM は有効性審査の目的のためにバンドリングできる。バンドリングされたプロジェクト活動に関しては、サンプリングによるプロジェクト活動の個々の成果のモニターによる全体のモニタリング計画を提案することができる。仮に、バンドリングされたプロジェクト活動が全体のモニタリング計画とともに登録されたなら、このモニタリング計画は実施されなくてはならず、また、達成された吸収源による純人為的吸収量のそれぞれの検証及び認証はバンドリングされた全てのプロジェクト活動を網羅しなくてはならない。]
12. 小規模植林 CDM [あるいはバンドリングされた小規模植林 CDM] については、同一の指定運営機関による有効性審査、検証及び認証が可能である。
13. CDM 理事会は、必要とされる管理経費を補填するための課金、及びその他プロジェクト関連経費を補填するための登録料について、小規模植林 CDM については、低めに設定することを検討する。

C. 有効性審査と登録

14. プロジェクト参加者によって、提案された小規模植林 CDM の有効性審査のため選定された指定運営機関は、プロジェクト参加者との契約の下で、下記の要件が満たされているかどうかを確認するため、プロジェクト設計書及びその他の補足書類を審査する：

- (a) 決議 17/CP.7 の附属書 28-30 項及び植林 CDM に関する方法及び手続きの 8 項、9 項に規定する参加要件が満たされている；
- (b) 地元利害関係者の意見を受け付け、その概要を作成し、それら意見に対していかに適切な配慮が払われたかに関する報告書が指定運営機関に受理されている；
- (c) プロジェクト参加者は、指定運営機関に対し、提案された小規模植林 CDM の生物多様性及び自然生態系に関する影響、そしてプロジェクト境界外での影響を含めた、社会・経済的及び環境的影響の分析に関する書類を提出している。プロジェクト参加者またはホスト国が重大と考える悪影響がある場合は、プロジェクト参加者は、ホスト国で必要とされる手続きに則り、社会・経済的影響の評価そして / 又は環境影響の評価を実施する。プロジェクト参加者は、ホスト国で必要とされる手続きに則り、そのような評価を実施したことの確認とともに、計画されたモニタリング及びそれらの問題に対する改善措置を含んだ文書を提出する；
- (d) 提案された小規模植林 CDM は、下記 18-20 項に則り、吸収源による現実純吸収量が登録された小規模植林 CDM がない場合に起こるであろうプロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を越えていれば追加的である；
- (e) プロジェクト参加者は、植林 CDM の方法及び手続きの 38 項に則り、非持続性に対処するために提案する手法を特定している；
- (f) 提案された小規模植林 CDM は、下記付表 B の一つのタイプに適合し、下記付表 B に示された一つの簡素化されたベースライン及びモニタリング方法を使用し、現存する炭素蓄積の測定は適切な方法で実施される；
- (g) [小規模植林 CDM をバンドルする際は、バンドリングの条件を満たすと同時に、バンドリングされた小規模植林 CDM の総合的なモニタリング計画が適切であること；]
- (h) プロジェクト参加者は、付表 B に則ってリーケージに関する情報を提供する；
- (i) 提案されたプロジェクト活動は、これらの簡素化された方法及び手続きによって置き換ええない、決議 19/CP.9 に規定するプロジェクト活動及びその附属書、COP/MOP 並びに CDM 理事会による関連決議によるモニタリング、有効性審査、報告を含む全ての要件を満たしている。

15. 指定運営機関は：

- (a) CDM 理事会への有効性審査報告書の提出に先立ち、それぞれの関係締約国の指定国家当局からの書面による自主的参加承認書をプロジェクト参加者から受け取る。これには、提案された小規模植林 CDM はホスト国の持続可能な開発の達成を支援するものであること[及び低所得者層により開発され、または実行されるものであること]のホスト国による確認が含まれる；

- (b) [CDM 理事会への有効性審査報告書の提出に先立ち、提案された小規模植林 CDM は低所得者層により開発され、または実行されるとホスト国によって決定されたとの宣誓書をプロジェクト参加者から受け取る];
- (c) 決議 17/CP.7 の附属書 27(h)項に含まれる機密性保持に関する条項に則り、プロジェクト設計書を公表する ;
- (d) 締約国、利害関係者、UNFCCC 認定の非政府組織から有効性審査要件に関するコメントを 30 日以内に受け取り、これを公表する ;
- (e) コメント受け取りの締切以降、提供された情報に基づき、また受け取ったコメントを考慮しつつ、提案された小規模植林 CDM を有効とすべきかどうかについて決定する ;
- (f) 小規模植林 CDM の有効性に関する決定をプロジェクト参加者に通知する。この通知には、有効性の確認、有効性審査報告書の CDM 理事会への提出日付、または、提案された小規模植林 CDM が書類上有効となる要件を満たしていないと判断される場合は、非受理の理由の説明が含まれる ;
- (g) 提案された小規模植林 CDM が有効なものと決定される場合は、CDM 理事会に対し有効性審査報告書の様式での登録申請書を提出する。これには、プロジェクト設計書、上記 15(a) 項にある参加する締約国の指定国家当局からの書面による自主的参加承認書及び受け取ったコメントに対していかに適切な配慮がなされたかの説明が含まれる ;
- (h) この有効性審査報告書を CDM 理事会への送付時に公表する。

16. CDM 理事会による登録は、提案された小規模植林 CDM に参加する締約国、または CDM 理事会の少なくとも 3 名のメンバーが、提案された小規模植林 CDM の見直しを要請しない限り CDM 理事会が登録要請書を受け取った日付後 4 週間で確定される。CDM 理事会による見直しは下記の条項に則り行われる :

- (a) 有効化の要件に関連するものであること ;
- (b) 遅くとも見直し要請に続く二回目の会合までには、最終決定がなされ、決定とその理由とをプロジェクト参加者及び一般に通知すること。

17. 承認されなかった提案された小規模植林 CDM は、当該プロジェクト活動が一般からのコメントに関するものを含み、有効性審査及び登録のための手続に則り、かつそのための要件を満たしている場合は、適切な改正後、有効性審査及びそれに続く登録に向けた再審査が認められる。

18. 小規模植林 CDM は、吸収源による現実純吸収量が、登録された小規模植林 CDM がない場合に起こるであろうプロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を越えて増加していれば追加的である。

19. 提案された小規模植林 CDM のベースラインは、提案されたプロジェクト活動がない場合に起こるであろうプロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を合理的に表すシナリオ

である。ベースラインは、下記付表 B に示すベースライン方法論を用いて導き出されたものである場合は、提案された小規模植林 CDM が無い場合に起こるであろうプロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化を合理的に表すものである。

20. 下記付表 B の簡素化されたベースライン及びモニタリング方法論は、プロジェクト参加者が指定運営機関に対し、プロジェクト活動が、下記付表 B の添付 A に示されている一つ以上の障壁(バリアー)により実施されなかったであろうことを立証することが可能な場合、小規模植林 CDM に使用できる。プロジェクトタイプにつき下記付表 B に特定されている場合は、下記付表 B の添付 A に示されているバリアーに基づく立証に代えて、プロジェクト活動が実施されなかったであろう定性的証拠を示すことが可能である。

21. クレジット期間は、小規模植林 CDM の開始時に始まることとする。提案された小規模植林 CDM のクレジット期間は次のどちらかとする：

- (a) 最大 20 年間で最大 2 回更新可能である。ただし、各更新時において、指定運営機関が当初のプロジェクトベースラインが依然有効であるか、または、適切な場合には、新たなデータを考慮して最新のものとされたかを決定し、CDM 理事会に通知する；または、
- (b) 最大 30 年間

22. 小規模植林 CDM は、リーケージを最小限に抑えるよう設計されなくてはならない。

D. モニタリング

23. プロジェクト参加者は、小規模植林 CDM の [あるいは、バンドリングされた小規模植林 CDM の] プロジェクト設計書の一部として下記を提供するモニタリング計画を含める：

- (a) 下記付表 B で示されたとおりの、クレジット期間中の吸収源による現実純吸収量を推定、測定するために必要な関連データの収集及び記録保管；
- (b) 下記付表 B で示されたとおりの、クレジット期間中の吸収源によるベースライン純吸収量を決定するために必要な関連データの収集及び記録保管；
- (c) [プロジェクト参加者が、指定運営機関に対し、重大なリーケージの発生は予想しえないことを適切に示せない場合は、下記付表 B で示されたとおりの、プロジェクト期間中における全ての可能性のあるリーケージ源の特定、及びデータの収集及び記録保管；]
- (d) 土地の法的権利、または炭素プールの利用権に影響するプロジェクト境界内での状況の変化；
- (e) 付表 B に則ったモニタリングプロセスのための [簡素化された] 品質保証と品質管理の手續；
- (f) 小規模植林 CDM に起因した吸収源による純人為的吸収量の定期的な計算の手續とこれらの計算に含まれる手續の文書化；
- (g) プロジェクト活動の状況が、リーケージを発生、または増加させるような形で変化した

場合、リーケージを最小化するための関連する措置の実践の見直しの手続き。

24. 提案された小規模植林 CDM のモニタリング計画は、指定運営機関が、有効性審査において、モニタリング方法がプロジェクト活動の状況に適した良好なモニタリングの実践であると決定する場合は、関連するプロジェクト活動について、下記付表 B に示すモニタリング方法を使用することが可能である。

25. [小規模植林 CDM がバンドリングされた場合、上記 23 項及び 24 項に則り、それぞれのプロジェクト活動に対し個別のモニタリング計画を採用できる。または、指定運営機関が有効性審査時に、バンドリングされたプロジェクト活動に適した良好なモニタリングの実践であると決定し、また、バンドリングされたプロジェクト活動による吸収源の純人為的吸収量を計算するために必要とされるデータの収集及び記録保管を提供する場合は、総合的なモニタリング計画を採用できる。良好な実践には、バンドリングされたプロジェクトのサンプリング法によるモニタリングを含む。]

26. プロジェクト参加者は、登録されたプロジェクト設計書に含まれたモニタリング計画を実践し、関連するモニターされたデータを記録保管し、プロジェクト参加者によって示されたクレジット期間中に達成された吸収源の純人為的吸収量を検証するために契約した指定運営機関に関連するモニタリングデータを報告する。

27. 情報の正確性、そして / 又は、完全性を向上するためのモニタリング計画の改訂は、プロジェクト参加者により正当化されるとともに、有効性審査のために指定運営機関に提出されなくてはならない。

28. 登録されたモニタリング計画及び、適切な場合は、その改訂版の実施は、tCERs または ICERs の検証、認証及び発行の条件である。

29. プロジェクト参加者は、検証及び認証目的のため、上記 23 項に規定する登録されたモニタリング計画に則ったモニタリング報告書を、プロジェクト参加者が検証を行うために契約した指定運営機関に提供する。

E. 簡素化された手続きに関する追加提案

30. [小規模植林 CDM においては、採択の経費を補填するための課金は差し引かないこととすべきである。]

31. [プロジェクト参加者は、新たに合併された地域がベースライン及び追加性に関して同様の特徴を有する場合に限り、小規模植林 CDM によって達成される吸収源からの純人為的吸収量が年間 8 ktCO₂ に等しくなるまで、プロジェクト境界内のそれらの追加的な土地を合併することが可能であ

る。]

32. [選択肢 1 : プロジェクト参加者は、炭素蓄積の変化の評価に当たり、どの炭素プールを含むかを決定することが可能である。また、プロジェクト参加者は、追加的な情報を提供することなく、どの炭素プールを除外するかを選択できる。

選択肢 2 : プロジェクト参加者は、吸収源のベースライン純吸収量、及び炭素蓄積の顕著な変化が予想されない、あるいは、それを評価することが不可能な炭素プールの現実吸収量のモニタリングを除外することが可能である。]

33. [施肥により発生する一酸化二窒素など小規模植林 CDM に起因した CO₂ 以外の排出については、それが想定される吸収源の純人為的吸収量の 15 % 以上の場合のみ計測され、純人為的吸収量から控除されるべきである。[それらの評価には IPCC の GPG の標準法の使用が可能である。]]

34. [低所得者層の CDM への参加に関しては、正式な土地の権利、所有、あるいは利用権が存在しない場合は、認識されている慣習、あるいは使用権をもって十分な要件とすべきである。小規模植林 CDM によって得られる利益の相当部分はそれら低所得者層に割り当てられるべきである。]

35. [ホスト国、及び / または投資国は、有効性審査、検証及び認証に係る経費を削減する観点から、プロジェクト参加者の [同意] により、複数の小規模植林 CDM を調整できる。]

付表 A

小規模植林 CDM に関するプロジェクト設計書

1. 本付表の目的は、小規模植林 CDM に関するプロジェクト設計書において必要とされる情報を概説することである。プロジェクト活動は、本附属書、特に有効性審査及び登録に関するセクション C とモニタリングに関するセクション D に述べられている小規模植林 CDM の規定を考慮し、プロジェクト設計書に詳細に記載するものとする。その記載内容には次のものを含む：

- (a) プロジェクトの目的、適切な場合には、選定された樹種や品種、技術やノウハウがどのように移転されるのかを含むプロジェクト活動の技術的な記述、プロジェクト活動の地形上の位置や境界に関する記述、プロジェクト活動の一部として排出されるガスの特定から構成される、小規模植林プロジェクト活動の説明；
- (b) 気候、水文学、土壌、生態系、希少種や絶滅危惧種の生息の可能性及び生息地に関する記述を含む、当該地域の現在の環境的状况に関する説明；
- (c) 土地の法的権利、吸収された炭素の利用権、現在の土地の所有権や土地利用に関する説明；
- (d) 小規模植林 CDM に関する方法及び手続きに関する 21 項に則った、選択された炭素プール及び透明で検証可能な情報；
- (e) 付表 B のどのベースライン及びモニタリング方法論が選択されたかに関する説明；
- (f) 小規模植林プロジェクト活動において、付表 B の簡素化されたベースライン方法論がどのように適用されたかの説明；
- (g) 適切な場合には、潜在的なリーケージを最小化するためにとられる措置；
- (h) プロジェクト活動の開始日と正当性、そして吸収源による純人為的吸収量が発生すると期待されるプロジェクト活動のクレジット期間の選択；
- (i) 植林 CDM に関する方法及び手続きの 38 項に則って、非持続性への対処としてどのアプローチを選択したかに関する説明；
- (j) 吸収源による現実純吸収量が、登録された小規模植林 CDM がない場合に起こるであろうプロジェクト境界内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を越えて、いかに増加するかについての説明；
- (k) プロジェクト活動の環境的影響：
 - (i) 提案された小規模植林 CDM の生物多様性、自然生態系、プロジェクト境界外への影響も含む環境的影響の分析に関する文書。この分析は、適切な場合には、とりわけ、水文学、土壌、火災、病虫害のリスクに関する情報を含む；
 - () プロジェクト参加者又はホスト国が重大であると考えられる悪影響がある場合には、プロジェクト参加者が、ホスト国が必要とする手続きに則って、[規模に応じて]環境的影響評価を実施したことの説明書。これには、評価結果及び文書を補足するための全ての参考資料が含まれる。

(l) プロジェクト活動の社会・経済的影響

(i) 提案された小規模植林 CDM のプロジェクト境界外の影響を含む社会・経済的影響の分析に関する文書。この分析は、適切な場合には、とりわけ、地域共同体、先住民、土地所有権、地域雇用、食料生産、文化的・宗教的な場所、薪炭材やその他の林産物へのアクセスに関する情報を含む；

() プロジェクト参加者又はホスト国が重大であると考えられる悪影響がある場合には、プロジェクト参加者が、ホスト国が必要とする手続きに則って、[規模に応じて]社会・経済的影響評価を実施したことの説明書。これには、評価結果及び文書を補足するための全ての参考資料が含まれる。

(m) 上記 1 (k) () 項及び (l) () 項で言及した重大な影響に対する計画されたモニタリング及び改善措置に関する説明；

(n) 付属書 国からのプロジェクト活動に対する公的資金の財源に関する情報で、その資金が ODA の流用を招くものではなく、これら締約国の資金的義務とは別なものであり、また、その一部として計算されるものではないことを確認する情報；

(o) 手順の簡潔な説明を含む利害関係者のコメント。受け取ったコメントの要約や受け取ったコメントに対してどのように適切に考慮したかに関する報告を含む；

(p) 小規模植林 CDM において、付表 B の簡素化されたモニタリング方法論をどのように適用するのかに関する説明。

付表 B

小規模植林 CDM の選定されたタイプに対する簡素化されたベースライン及びモニタリング方法論

1. CDM 理事会は下記の指示に従って、小規模植林 CDM の選定されたタイプに対する簡素化された方法論を示す表を開発するものとする：

ベースライン方法論

2. プロジェクト参加者が、小規模植林プロジェクト活動がなかった場合に、プロジェクト境界内で炭素蓄積に顕著な変化が起こらないであろうことを示す関連情報を提供可能な場合は、プロジェクト参加者は、プロジェクト活動が実施される前に現存する炭素蓄積を評価する。現存する炭素蓄積はベースラインと見なされ、クレジット期間を通して一定と見なす。

3. 小規模植林プロジェクト活動がなかった場合に、プロジェクト境界内で炭素蓄積に顕著な変化が起こると予測される場合には、プロジェクト参加者は CDM 理事会で開発される簡素化されたベースライン方法論を使用する。

4. CDM 理事会は下記の小規模植林プロジェクト活動のタイプに関し、簡素化されたベースライン方法論を開発する。

- (a) 草地¹から植林地
- (b) 耕作地¹から植林地
- (c) 湿地¹から植林地
- (d) 居住地¹から植林地

5. CDM 理事会は、上記 4 項のタイプを考慮し、COP11 での検討のため、現存する炭素蓄積を評価する既定係数の開発、及び、適切な場合には、土壌タイプ、プロジェクト期間、気候条件を考慮した簡素化されたベースライン方法論の既定係数を検討する。プロジェクト参加者は、その既定係数、あるいは、プロジェクト活動のタイプに適する良好な実践を反映できる場合は、プロジェクト特有の方法のどちらを使ってもよい。

モニタリング方法論

6. ベースラインのモニタリングは要求されない。

7. CDM 理事会は、COP11 での検討のため、吸収源による現実純吸収量の推定又は測定するための適切な統計手法を基に、簡素化されたモニタリング方法論を開発する。適切な場合には、CDM 理事会は、

¹ これらの土地の類型は I P C C の LULUCF-GPG の第 2 章で定義されたものと一致している。

異なった植林プロジェクト活動のタイプに応じた異なった方法論を示すとともに、あるならば、吸収源による現実純吸収量の推定又は測定を容易にする既定係数を提案する。

8. CDM 理事会は、一つ以上の炭素プール及び / 又は温室効果ガスの排出を、ベースライン純吸収量及び / 又は吸収源による現実純吸収量から除外することができることを確定するために必要な情報の簡素化の方法について検討する。

リーケージ

9. プロジェクト参加者は、小規模植林プロジェクト活動によって活動や人々の排除は起こらないこと、あるいは、小規模植林プロジェクト活動に起因するプロジェクト境界外での活動を引き起こさないこと証明する場合には、排出源による温室効果ガスの排出が増加するとしても、リーケージの推計は必要ない。その他全ての場合にはリーケージの推計は必要である。CDM 理事会は、リーケージ推計のためのガイドラインを開発する。

付表 B の添付 A

(付表 B の添付 A は、小規模植林 CDM に関する簡素化された方法及び手続きに関する 20 項を参考に、決議 21/CP.8 の付属書 の付表 B の添付 A に含まれている、非植林 CDM プロジェクト活動に関する既存のバリアの表を考慮しつつ、CDM 理事会により開発される。)

付表 C

1. デバンドリングは、大規模なプロジェクト活動を小さなパーツに断片化したものと定義づけされる。大規模なプロジェクト活動の一部としての小規模プロジェクト活動は、小規模植林 CDM に関する簡素化された方法及び手続きを使うことはできない。完全なプロジェクト活動や完全なプロジェクト活動の一部については、植林 CDM に関する通常的方法及び手続きに従わなければならない。

2. 既に登録している小規模植林 CDM、または他の登録を申請している小規模植林 CDM で、次の要件を全て満たす提案された小規模植林プロジェクト活動は、大規模プロジェクト活動のデバンドルされた一部分であるとみなす。

(a) 同じプロジェクト参加者によるもの

(b) 過去 2 年以内に登録されたもの

(c) プロジェクト境界と提案された小規模活動のプロジェクト境界までの距離が最も近いところで 1 km 以内であるもの

3. 提案された小規模植林プロジェクト活動が、上記 2 項に従ってデバンドルの一部分とみなされても、既に登録された小規模植林 CDM と結合した全体の規模が決議 19/CP.9 の付属書の 1(h)項で規定された小規模植林 CDM の閾値を超えていなければ、そのプロジェクト活動は、小規模植林 CDM に関する簡素化された方法及び手続きを使う資格がある。